



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**  
代表者名 取締役社長 椿本 哲也  
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 取締役 執行役員 大河原 治  
(TEL. 06-4795-8805 )

### 第三者委員会の報告書受領と当社の対応方針について

当社は、平成 25 年 3 月 18 日付け「当社従業員による不正行為について」及び平成 25 年 3 月 25 日付け「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社元従業員による不正行為の事実関係の調査と再発防止策の検討を進めてまいりました。

平成 25 年 5 月 2 日、社内調査委員会（委員長：当社代表取締役 椿本 哲也）からの調査報告書と、また、同日に、第三者委員会（委員長：三浦 州夫 弁護士）からの調査報告書を受領いたしましたので、その内容と今後の対応等について、下記のとおりご報告させていただきます。

株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様をはじめ関係各位に、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

#### 記

1. 社内調査委員会による調査報告書の内容  
報告内容は、添付資料 1 「社内調査委員会 調査報告書」をご覧ください。
2. 第三者委員会による調査報告書の内容  
報告内容は、添付資料 2 「第三者委員会 調査報告書（要約版）」をご覧ください。  
(なお、要約版は正式版と同様の内容であり、固有名詞をアルファベットに置き換えたものであります。)
3. 第三者委員会の調査報告書を受けた今後の対応について  
平成 25 年 5 月 2 日に受領いたしました第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえ、後述 4 の関係者の処分及び経営責任の明確化に加え、第三者委員会の再発防止策の提言に基づき、下記のとおり改善してまいります。
  - (1) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設
  - (2) 内部通報制度の改善
  - (3) 定期的人事異動の実施
  - (4) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し
  - (5) 各種内部規定の見直しと実務運用の徹底
  - (6) 内部監査体制の充実
  - (7) 取締役会及び監査役会の更なる活性化

#### 4. 関係者の処分と経営責任について

一連の不正取引を主導的に行ったと認められる当社中日本営業本部元 SD 長は、平成 25 年 5 月 8 日開催の取締役会において、不正な取引をしていたことを理由として懲戒解雇といたしました。又、今後顧問弁護士と相談しながら民事及び刑事の両面からその責任を明確にさせていく予定です。関係部署の他の社員については詳細な調査の結果、一定の責任が認められたため、内部規定に基づき厳正な処分をいたしました。

さらに、管理監督責任を負う当社取締役及び監査役については、今回の事態の重要性を厳粛に受け止め、その経営責任を明確にするため以下の処分を行うことといたしました。

代表取締役社長	月額報酬の 30%を 3 ヶ月減額
取締役専務執行役員（営業総括）	月額報酬の 20%を 3 ヶ月減額
取締役常務執行役員（東日本営業本部長）	月額報酬の 10%を 3 ヶ月減額
取締役常務執行役員（管理総括）	月額報酬の 20%を 3 ヶ月減額
取締役常務執行役員（中日本営業本部長）	月額報酬の 40%を 3 ヶ月減額
取締役常務執行役員（西日本営業本部長）	月額報酬の 10%を 3 ヶ月減額
取締役執行役員 2 名	月額報酬の 20%を 3 ヶ月減額
その他の取締役執行役員 3 名（社外取締役執行役員除く）	月額報酬の 10%を 1 ヶ月減額
常勤監査役 1 名	月額報酬の 10%を 3 ヶ月減額

#### 5. 再発防止策について

当社といたしましては、今回の従業員による不正行為という事実を厳粛に受け止め、第三者委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策に取り組んでまいります。又、これ以外にも必要に応じて適宜対応策を実施してまいります。内容については、必要に応じ開示いたします。

##### (1) コンプライアンス意識の徹底とコンプライアンス規定の新設

現行の「企業倫理規定」（平成 18 年 5 月 18 日施行）に加え、新たに「コンプライアンス規定」を制定すると共に、取締役をはじめグループ社員を含めた全社員向けに、階層別社内教育（外部講師による講習会を含む）を実施し、コンプライアンス意識の向上を図ります。

##### (2) 内部通報制度の改善

現在の「内部通報に関する規定」を見直し、新たに外部機関に相談窓口を設け、通報者の完全保護体制と被通報者の尊厳の確保を前提に秘匿調査の実施をすること及び内部通報制度について全社員への周知徹底を図ります。

##### (3) 定期的人事異動の実施

本事案には、停滞した人事異動に大きな要因があったことに鑑み、人事異動の活性化の実施を図ります。

- ① 同一部署での在籍が長期にわたらないよう配慮し、担当替え等定期的な人事異動を実施します。
- ② 特に、管理職以上にはその職務に応じて定期的な人事異動を実施いたします。

##### (4) 営業部門より発注業務の分離と営業事務の見直し

現状の営業事務の流れは、受注から売掛金回収までを一営業員が実行するという営業スタイルであり、本事案は、ここの悪用が大きな要因となっていました。

その反省により、今後の対応を次のとおりといたします。

- ① 各営業本部に営業本部長直轄の「業務課」を設置し、発注業務をいたします。
- ② 営業部門における発注権限の制限

中小仕入先に発注する装置物件についての営業部門の発注権限を業務課内に設置する仕入担当部門に移管いたします。

- ③ 当社注文書フォームの統一化
  - ④ 工事原価管理の徹底
  - ⑤ 下請仕入先の管理強化と基本契約書の締結
  - ⑥ 直送取引の現品(仕掛品)確認の実施
- (5) 各種内部規定の見直しと実務運用の徹底
- ① 内部規定の見直しと整備（決裁権限規定、在庫管理規定等）
  - ② 各種支払業務の厳格化
  - ③ 定期的な内部規定に関する教育の実施
- (6) 内部監査体制の充実
- ① 内部監査部門の職務分掌の明確化
  - ② 内部監査部門の調査の枠を拡げた権限強化及びその全社周知徹底
- (7) 取締役会及び監査役会の更なる活性化
- ① 取締役会の監督機能の充実  
内部監査部門にて把握された顕在ないし潜在するリスクは、内部規定に基づき、取締役会に報告することとし、取締役会は、これらの報告事項も重要な審議事項に位置づけ、審議・検討を行い、担当部署に対し、適切な指示・指導を実行し、取締役会の機能充実を図ります。
  - ② 監査役監査活動の強化と監査機能の充実  
「監査役・管理部門連絡協議会」及び「関係会社監査役との情報連絡協議会」における審議内容を充実し、内在する不正発生のリスクを監視すると共に、往査・監査で確認されたコンプライアンス違反、財務経理上の問題、内部統制違反等の懸念事項については監査役会で審議し、必要があれば取締役会に報告することといたします。また、監査法人との情報交換の機会を増やし、より質の高い監査を実施いたします。

以 上